



# 選挙を終えて

県本部会長 片桐 義之

岐阜県版  
第394号  
2023年5月15日

治安維持法国際同盟  
岐阜県本部  
〒500-8879  
岐阜市徹明通7-13  
岐阜県教育会館308号室  
Tel 058-252-5366  
振替00840-2-88638

私たちの運動の基本  
ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために

- 一、治安維持法体制の復活に反対する
- 二、国は、戦前の治安維持法が、人道に反する悪法であることを認めること
- 三、国は、治安維持法の犠牲者に、謝罪と賠償をおこなう事

有権者として七〇年になりました。そのうち六九年を共産党員として選挙戦を闘ってきました。各種選挙の内、岐阜県議・岐阜市議選を振り返ってみます。

啓勝・堀田信夫・宇野静子・森下ますみ・大須賀志津香・中川裕子・井深正美の各氏が市議に当選されました。

県議会へは、一九七一年(昭和四六年)土屋武司氏が初当選し、以後片桐義之・大西啓勝・大須賀志津香・中川裕子の各氏です。

市民の期待に応えるべく、自力を強くすることと複数候補者での選挙を科学的に取り組むことが求められています。

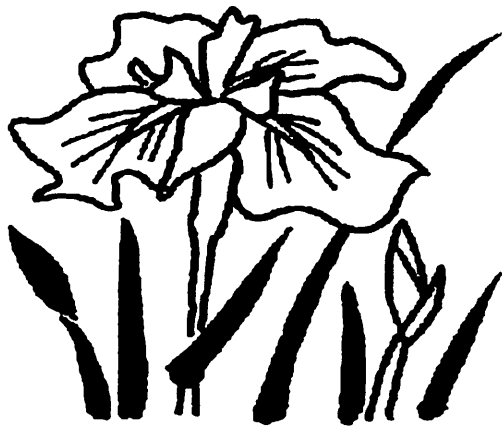
岐阜市で始めて市議に当選したのは一九五九年(昭和三四年)でした。

岐阜市議会での二議席は一九六三年以来で、六〇年前に戻ってしまいました。しかし、得票数は三議席分十分ありました。関市は、複数議席を前回も、今回もうまく分けています。教訓とすべきではないでしょうか。

次の一九六三年(昭和三八年)の市議選で私(片桐義之)と複数議席になりました。

それ以来、大澤通幸・野村容子・大西

本巢市の補選では、沢村氏が当選しています。共産党に期待されていることは明かです。



# 5月3日の憲法施行76周年渡辺治氏講演から

岐阜支部 上野 美美

岸田政権はアメリカも驚く「安保三文書」を閣議決定しました。

安倍政権は2015年、安保法制を変え自衛隊が海外で戦争出来る国にしました。自衛隊の活動には武力攻撃を受けた時だけ、武力行使をする制約がありません。

戦後78年戦争が起らず平和だったのは9条の制約があったからです。

日本は北方領土、竹島、尖閣でも一度も軍事衝突がなかったのは9条制約があったからです。

アメリカの圧力の下でベトナム、湾岸、イラクでも集団的自衛権が発動されませんでした。

自民党政権の下でも田中角栄による日中国交回復、パレスチナ支援、福田政権の福田ドクトリン、宮沢政権の慰安婦問題で謝罪、小泉政権の日朝平壤宣言など9条を念頭に置いた外交がされました。

戦争や侵略はある日突然起こるものではありません。台湾有事もアメリカは日本が加担しなければ軍事介入は困難です。日本が紛争状態を認め交渉する。「集団的自衛権」「敵基地攻撃」を止めるべきです。

戦争させなかった78年は、改憲策動を阻止してきたことで平和が保たれたことに確信を持ちましょう。

今、衆参で改憲勢力が三分の二を超える議席を持ち、野党共闘が困難になってきていますが、9条の会、総がかり、市民連合という共闘組織が

機能しています。草の根からの軍拡反対、改憲を阻止する運動しかありません。

以上が渡辺氏講演の内容です。

5月1日岐阜市中央メーデー署名



# 【自由民権と新聞の果たした役割】(一)

岐阜支部 堀田 紀治

自由民権論者の最大の武器は新聞で、新聞の創造は「下からの近代化」の最も重要な例である。

日本の新聞の歴史は古く江戸時代の読売瓦版から始まるが、本格的に新聞が出るのは、一八七〇年明治三年(十二月創刊の「横浜毎日新聞」)からで、この時始めて、長崎の本木昌造が発明した鉛活字が新聞に使われた。

その後一八七一年(明治四年)には木戸孝允の援助による「新聞雑誌」、一八七二年(明治五年)には「東京日々」、「日新真事史誌」、「郵便報知」などが発刊され、新聞界も賑やかに始まり始めた。そこへ民権運動が加わり、民選議院設立を巡る賛否の論争が新聞紙上を賑わした。福地源一郎の主宰する「東京日々」は政府擁護の論陣をはったが、栗本鋤雲(じよ

うん)らの「郵便報知」、島田三郎らの「横浜毎日」、大井憲太郎らの「東京曙」などは民権論を説いた。世間ではこのような政論中心の新聞を大新聞と言い、ふり仮名つき絵入りの新聞を小新聞と言つて区別した。

政論新聞が政府批判を始めると、政府はいち早く新聞の威力を察し、一八七三年(明治六年)十月十九日「新聞紙条目」を發布し、新聞発行を届け出制から政府の許可制にし、紙上で法律・政治を批判することを禁じた。「日新真事史誌」はイギリス人の経営のため、政府もこれは弾圧しにくいので「民選議院設立」の建白書は、同紙上に掲載された。これに勢付き諸新聞は「新聞条目」を無視して、しきりに反政府的言動を載せた。

そこで政府は、一八七五年(明治八年)六月に議会をおこすという五月の詔勅の精神とは正反対の「新聞紙条令」を定め言論取り締まりを一層強化し、違反者には体刑及び罰金刑を課すことにした。同時に「讒謗律」(「さんぼうりつ」)あしざまに言つて人をそしめること。新聞

紙条令と共に明治政府によって公布された言論規制法令を公布し、私事・公事とも一切の官吏批判を禁止した。福沢諭吉らは一八七三年(明治六年)につくった「明六社」は、この二法律のもとでは活動できないとして解散した。

しかし反政府諸派は、この言論弾圧によつてかえつて政府攻撃を強め、一八七五年(明治八年)四月創刊の『評論新聞』(西郷派の集思社発行)。「菜風(さいふう)新聞」同年十一月号。一八七六年(明治九年)発行の「近事評論」などは小冊子型の物で激烈な反政府新聞であった。執筆者も頻繁に逮捕投獄されたが、発禁されればされるほど逆に人気上がり、「投獄屁のカップ」(罰金平左衛門)などペンネームで奮闘した。この中から「圧制政府転覆すべきの論」(評論新聞・第六二号一八七六年一月・伊東孝二投稿)、「自由は鮮血を以て買わざるべからざる論」(湖海新報・第一一〇号、一八七六年六月・植木枝盛)などがだされ、これらの中から、人民の抵抗権・革命権主張が生まれてきた。(続く)

# ふたたび戦争と 暗黒政治を許さないために(一)

資料(1993年同盟中央本部出版誌より)

私たちは、一九六八(昭和四三)年に治安維持法・国賠同盟を結成して以来、一貫して治安維持法犠牲者にたいする賠償要求をして、ねばりつよくたたかってきました。

これは、ただ単に「治安維持法」が廃止されたから、当然の権利として犠牲を償う賠償をとつてやろうというものではありませんでした。私たちの本当の目的は、ふたたび戦争と暗黒政治を復活させないためには、どうしても「治安維持法」が悪法であったことを政府に認めさせ、謝罪をさせる必要があるということにありました。

私たちが賠償の要求を掲げたのは当然にそれを受け取る権利があるからです、何よりも政治的に謝罪の「証し」

を取る必要があると思ったからでした。

だから、私たちは賠償の要求とともに、初めから「あらゆる反動立法の阻止」という要求も同時に掲げたのでした。私たちは「ふたたび戦争と暗黒政治を許さない」ことを最大の目的にしたわけですから、賠償獲得と反動立法阻止は二つにして一つの闘いでした。

私たちは、そうした闘争を展開してこるなかで、「治安維持法」が条文の説明や個々の体験談だけでは、その本質をつけないほど、大きな役割を果たした希代の悪法であったという認識を深めました。

一つには、「ふたたび戦争と暗黒政治を許すな」という旗のもとに、実にさまざまな犠牲者が結集してくれたからでした。つまり戦時に一般の刑法で弾圧された者も、警察犯処刑令などの取締法規で弾圧された者も、軍機保護法ほかで弾圧された者もみんな一つにまとまったのでした。

## 「治安維持法体制」とは?

私たちは、「このことから「治安維持法」の重大な罪とともに、「治安維持法体制」の罪というものにあらためて気づいたのでした。

さいきん、この問題を専門的な見地から上田誠吉弁護士が、わかりやすくみごとに解き明かしてくれました。たいへん重要なことなので、いま、その大要を紹介させていただきますと、おおよそ次のように言えるのではないかと思います。

「天皇制の維持に貢献する治安立法は、ちょうど三階建ての建物のようになっていた。一階には刑法レベルの大逆罪・外患罪・内乱罪・騒擾罪などの法律がまつていた。また、二階には警察的取締法規の出版法・新聞紙法・行政執行法・警察犯処罰令などがまつていた。そして、三階には軍事法律である軍機保護法・要塞地帯法・資源秘密保護法、国家総動員法などがまつていた。

「治安維持法」は、一階から三階までを貫く通し柱の役割を果たしていた。「治安維持法」は建物全体を維持すると同時に、自分が動くことによつて各階の治安立法を共鳴させ活性化した」

私たちが気づいたことの二つめは、「治安維持法」が当時の植民地や占領地域にもさまざまに形で適用され、朝鮮では死刑になった者もいるとわかったことでした。

「治安維持法」は、戦争がおさまり、それらの国々で独立をみたあとも、多くのばあいは少し内容を変えた「反共法」として「活用」されたのでした。言葉をかえれば「治安維持法」は日本国内で廃止されたあとも、なお国外ではさまざまな形で生きながらえ、おぞましい罪を犯しつづけたのです。(続く)